

会

議

午前10時 0分開会

○議長（大黒孝行君） おはようございます。

開会前ではございますが、市長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長。

○市長（楠山俊介君） おはようございます。

開会前の時間をいただきまして、ありがとうございます。2件の報告をさせていただきます。

まず1つは、4月1日付で本年度の職員の定期人事異動を行いましたので、異動となりました各課長職の紹介をさせていただきたいと思っております。

企画財政課長に鈴木俊一、税務課長に楠山賢佐、市民課長に土屋範夫、建設課長に長友勝範、監査委員事務局長に峯岸 勉、以上5人をそれぞれ任命いたしました。

続きまして、先週5月10日深夜に発生いたしました住宅火災についてご報告を申し上げます。

平成25年5月10日金曜日23時頃、市内宇土金において専用住宅1棟を全焼する火災が発生いたしました。同日23時20分、火災通報により下田消防署9名、消防車1台、消防団98名、消防車8台が消火活動を開始し、その結果、翌5月11日零時15分、鎮圧、同日零時32分、鎮火となりました。

被害状況は、専用住宅約108平方メートルを全焼、負傷者は、世帯主であります男性1名、世帯員女性3名の計4名で、いずれも市内外の医療機関に救急搬送されました。うち3名は既に退院または快方に向かっているとのことですが、1名の方は重傷との報告であります。

出火原因につきましては、現在調査中でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（大黒孝行君） ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成25年5月下田市議会臨時会は成立をいたしましたので、開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎会期の決定

○議長（大黒孝行君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期臨時会の会期は、本日より16日までの2日間といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、会期は2日間と決定をいたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元にご通知をいたしました案のとおりでありますので、ご承知おきを願います。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、12番 増田 清君と14番 大川敏雄君の両名を指名をいたします。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

4月18日、第96回東海市議会議長会定期総会が愛知県岡崎市で開催をされ、私と副議長が出席をいたしました。

この総会では、会務報告の後、静岡県から提出されました「南海トラフ巨大地震対策の推進について」の要望ほか3件が原案可決をされ、これらの措置につきましては、会長に一任することに決定をいたしました。

平成24年度の決算等については、原案のとおり認定をし、平成25年度の負担金並びに予算については、原案のとおり可決をされました。

続いて、平成25年度の役員選任が行われ、下田市は東海市議会議長会の理事に選任をされ、その後に開催をされました第260回東海市議会議長会理事会において全国評議員に選出をされました。

また、この総会で当議長会表彰規程に基づく表彰が行われ、7名の議員の方に勤続10年以上の一般表彰があり、田坂富代副議長が表彰を受けられました。

表彰のありました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋雄二議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員には、後ほど表彰の伝達をいたしたいと思います。

次に、総会関係について申し上げます。

4月26日、平成25年度フラワー都市交流連絡協議会総会が富山県砺波市で開催をされ、私が出席をいたしました。

次に、下田地区消防組合関係について申し上げます。

消防の広域化に伴い、4月1日より1市4町での組織体制となり、あわせて下田市議会選出の組合議員定数は1人減の3人になりましたので、3月31日をもちまして田坂富代議員が下田地区消防組合議員を辞職いたしましたので、ご報告をいたします。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

4月24日、熊本県玉名市の議員7名が「地震アクションプログラムについて・歴史を生かしたまちづくりについて」を視察されました。

5月7日、広島県府中市の議員3名が「行財政改革について」を視察をされました。

次に、市長より車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定についての専決処分事件の報告があり、その写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました要望2件でございます。

静岡県東伊豆町議会議長、森田禮治氏より提出のありました「旅館の耐震対策への支援の強化を求める意見書」及び「伊豆の観光施設を重視した耐震・防災対策を求める意見書」の提出についての要望及び2013年原水爆禁止平和行進静岡県実行委員会の代表7名により提出のありました「日本政府に核兵器全面禁止のための決断と行動を求める意見書」の提出についての要望がございます。写しを配付してありますので、ご覧ください。

それでは、ここで第96回東海市議会議長会定期総会で表彰を受けられました藤井六一議員、沢登英信議員、鈴木 敬議員、土屋雄二議員、土屋 忍議員及び伊藤英雄議員に表彰の伝達をいたします。

なお、下田市議会慶弔見舞い金に関する内規により、お祝い金を贈呈いたしますので、ご了承願います。

表彰を受けられました議員の方は、中央にお進みください。

〔表彰状伝達 拍手〕

○議長（大黒孝行君） ここで表彰を受けられました議員を代表いたしまして、鈴木 敬議員よりご挨拶がございます。お願いします。

○5番（鈴木 敬君） 議員勤続10年の表彰を受けられまして、非常にありがたく思っております。今回受賞した6人を代表して、心より御礼申し上げます。

思えば10年前、私は「新旧交代」というスローガンを掲げて市政に打って出ました。議員定数が20人から18人に減らされたときでしたが、7人の新人議員が誕生しました。時代の変革ということ、そのとき時代が求めていたのかなというふうに思います。

以来10年間、住む人に快適、訪れる人に魅力的なまちづくりを目指してきました。観光を主体とした市内経済の再生、活性化、そしてそれを実行し得る行財政改革、なにかんずく議会の改革に取り組んできました。

取り組んできたつもりではありますが、10年たって下田のまちはよくなっているのか。市内経済の実態をあらわすさまざまな指標・指数、例えば観光交流客数あるいは農産物・水産物の生産高あるいは事業所の数等々、右肩下がりの縮小傾向を続けております。議会改革については、昨年12月に議会改革特別報告書が作成され、これから議会改革についての道筋がつけられた。議会改革はこれからだと思えます。

そこに、さらに3.11東日本大震災が発生し、安全・安心なまちづくりという新たな大きな課題も突きつけられました。まさに課題山積であります。私はこれらの課題に真摯に取り組み、これからも議員としての責任を十分に果たしていくということをお誓いして、今回の表彰のお礼にかえたいと思います。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（大黒孝行君） 次に、今臨時会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知がありましたので、係長をして朗読をいたさせます。

係長。

○庶務兼議事係長（遠藤逸郎君） 朗読いたします。

下総庶第74号。平成25年5月15日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年5月下田市議会臨時会議案の送付について。

平成25年5月15日招集の平成25年5月下田市議会臨時会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第9号））、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の

一部を改正する条例の制定について)、報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、報第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成25年度下田市一般会計補正予算(第1号))、議第35号 下田市固定資産評価員の選任について、議第36号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第2号)。

下総庶第75号。平成25年5月15日。

下田市議会議長、大黒孝行様。静岡県下田市長、楠山俊介。

平成25年5月、下田市議会臨時会説明員について、平成25年5月15日招集の平成25年5月、下田市議会臨時会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 楠山俊介、副市長 糸賀秀穂、教育長 野田光男、企画財政課長 鈴木俊一、総務課長 名高義彦、市民課長 土屋範夫、税務課長 楠山賢佐、会計管理者兼出納室長 鈴木孝子、監査委員事務局長 峯岸 勉、建設課長 長友勝範、上下水道課長 平山雅仁、観光交流課長 稲葉一三雄、産業振興課長 山田吉利、健康増進課長 平山廣次、福祉事務所長 原 鋪夫、施設整備室長 土屋和寛、環境対策課長 大川富久、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 佐藤晴美。

以上でございます。

○議長(大黒孝行君) 以上で諸般の報告を終わります。

---

#### ◎報第2号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長(大黒孝行君) 次は、日程により、報第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成24年度下田市一般会計補正予算(第9号))を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木俊一君) 議案件名簿の1ページをお開きください。

報第2号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第2号 平成24年度下田市一般会計補正予算(第9号)を別紙のとおり平成25年3月29日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めらるものでございます。

別紙あさぎ色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算書の2ページ、3ページをお願いいたします。

補正予算の主な内容でございますが、歳入につきましては、補正予算書の2ページに記載

のとおり、2款地方譲与税から21款市債につきましては、金額の確定による増減の補正でございます。

一方、歳出につきましては、補正予算書3ページに記載のとおり、2款総務費から11款公債費までの各事業の確定精算に伴う減額補正と、財源調整に伴い12款予備費を増額する補正予算措置をさせていただいたものでございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページをお開きください。

平成24年度下田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,779万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億6,476万3,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページの記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要によりご説明申し上げます。

次に、第2条債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の変更は「第2表 債務負担行為補正」によるということで、補正予算書の4ページをお開きください。

第2表債務負担行為の補正は2件でございます。

1件目が経済変動対策特別資金利子補給補助金、2件目が農業経営基盤強化資金利子助成補助金、これらにつきましては融資実績がなく、廃止したものでございます。

次に、また1ページに戻っていただき、第3条地方債の補正でございますが、地方債の変更は「第3表 地方債補正」によるということで、補正予算書の5ページをお開きください。

第3表地方債の補正は1件ございまして、須崎漁港水産基盤整備事業は起債対象事業費の確定に伴います減額補正で、限度額2,730万円を10万円減額し、2,720万円としたものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

地方債の状況につきましては、専決補正予算書の47ページ記載のとおり、平成24年度末の一般会計における地方債の現在高見込み額は79億4,930万1,000円となる見込みのものです。

それでは、歳入歳出予算補正の主な内容について、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開きください。

まず歳入でございますが、企画財政課関係、2款1項1目1節地方揮発油譲与税から10款1項1目2節特別交付税までの増減は交付額の確定によるもの、21款1項2目1節水産業債10万円の減額は起債対象事業費の確定によるものでございます。

市民課関係、11款1項1目1節交通安全対策特別交付金2万1,000円の減額は、交付額確定によるものでございます。

選挙管理委員会関係、18款1項6目1節須崎財産区会計繰入金156万1,000円の減額は、須崎財産区議会議員選挙が無投票となったことに伴う精算でございます。

福祉事務所関係、15款2項2目4節県費・緊急雇用創出事業補助金149万円の減額は、離職者等緊急住まい対策事業の確定によるものでございます。

健康増進課関係、20款4項3目7節広域連合過年度収入2,544万5,000円の増額は、平成23年度の静岡県後期高齢者医療広域連合負担金の確定による精算でありまして、内訳は一般会計事務費負担金12万8,999円、特別会計事務費負担金200万638円、療養給付費負担金2,331万5,560円となるものでございます。

20款4項4目16節雑入60万円の増額は、静岡県後期高齢者医療広域連合ワクチン接種助成金でありまして、肺炎球菌ワクチン接種に要する費用の一部の助成金でございます。

産業振興課関係、12款1項1目1節水産業費分担金3万5,000円の減額は、須崎漁港水産基盤整備事業による事業費の確定に伴うものでございます。

補正予算の概要の4ページ、5ページをお開きください。

20款4項5目1節歳計剰余金6万円は、静岡県山村振興協会の解散に伴う残余財産の返還を受けたものでございます。

建設課関係、14款2項3目1節国庫・社会資本整備総合交付金51万3,000円の減額は、わが家の耐震診断事業等の住環境整備事業の確定によるものでございます。

15款2項6目1節県費・住宅費補助金83万3,000円の減額は、木造住宅耐震補強助成事業20万円、住宅改修建替支援事業23万6,000円、ブロック塀等耐震補強事業39万7,000円、それぞれ事業の確定により精算するものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

一方、歳出でございますが、企画財政課関係、11款1項2目7711一時借入金等利子事務50万円の減額は、一時借入れがなかったことに伴うものでございます。

12款1項1目予備費は、歳入歳出調整額として1億9,897万6,000円の追加で、補正後の額

を2億5,866万7,000円としたものでございます。

税務課関係、2款2項2目0470市民税課税事務70万円の減額は臨時雇賃金、印刷製本費の不用額、2款2項2目0472市税徴収事務255万円の減額は不動産鑑定業務委託、市税還付金、還付加算金の不用額、2款2項2目0473地方税電子化事業7万5,000円の減額は住民税e L T A Xサービス支援利用料の不用額でございます。

選挙管理委員会関係、2款4項5目0573下田市農業委員会委員選挙事務178万8,000円の減額及び2款4項6目0574須崎財産区議会議員選挙事務156万1,000円の減額は、いずれも無投票となったことに伴う不用額でございます。

福祉事務所関係、3款4項2目1760生活支援事業149万円の減額は、臨時雇賃金、普通旅費、住宅緊急特別手当の不用額でございます。

産業振興課関係、5款1項3目3100農業振興事業1,000円の減額は農業経営基盤強化資金利子助成補助金の新規申請がなかったことによるもの、5款3項3目3800須崎漁港水産基盤整備事業10万円の減額は水産基盤整備工事費の不用額、6款1項2目4051中小企業金融対策事業50万1,000円の減額は、経済変動対策特別資金利子補給補助金の新規の申請がなかったことによるものと、平成23年度の債務負担行為の廃止に伴い、平成24年度において整理すべき災害対策資金利子補給補助金の減額でございます。

建設課関係、7款7項2目5620住宅改修建替支援事業191万9,000円の減額は、個人住宅耐震診断業務委託、下田市木造住宅耐震補強助成事業費補助金、ブロック塀等耐震改修促進事業費補助金、民間建築物吹付けアスベスト対策事業費補助金の不用額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第2号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第2号 平成24年度下田市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番。

○7番（沢登英信君） 福祉事務所関連の緊急雇用創出事業の補助金149万円の減額は、概要の説明のほうの6ページの生活支援事業が減額したと、こういうことであろうと思うわけですが、その中の住宅緊急特別手当132万6,000円の減額について、やはりこれが実施できなかったといたしますか、理由というのはどういう点なのか、1点お尋ねをしたいと思います。

それから、建設課関連の同じ6ページであります。個人住宅の耐震診断業務であるとか、あるいは木造ブロック塀、地震対策をどう進めていくかというこの町内の課題であろうと思いますが、これが減額されるというのは、なかなか市民に受けとめられていないのかなと、こんな思いもするわけですが、これらの事業の実施を今後どのように、より一層受けとめていただけるような方策を考えているのか、実態と方針について2点目お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（原 鋪夫君） 住宅手当緊急特別措置事業の関係で手当の関係ですが、基本的にまず事業の関係につきましては、離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または住宅を喪失するおそれのある者に対して手当を支給するという事業でございます。

このように離職者に対しまして住宅の確保を図るために、この住宅緊急特別手当の支給事業を実施しているわけですが、住宅緊急特別手当の受給者の減少及び受給者の減に伴いまして手当を減額したということでございますが、一応これ住宅全ての支出に絡みまして臨時雇賃金とか旅費の減とか絡むのは、住宅就労支援員の賃金をここで計上させていただいておるものであって、その相談件数が少なくなったということで、まず賃金を減額したと。

手当につきましては、当初見込みが単身世帯4世帯48月分、また複数世帯4世帯48月分の96月分を計上してありましたが、年間を通しまして、相談件数等を含めまして単身世帯が計で37月分、複数世帯が32月分の69月分の支出があり、その差額を今回減額補正をさせていただいたというものでございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） 建設課長。

○建設課長（長友勝範君） 住宅関係なんですか、わが家の耐震診断につきましては、当初予算30件を予定しておりましたが、実施14件となりました。また、木造住宅の補強計画策定に関しましては、当初予算どおりの1件の実施がありました。それから、木造住宅の耐震補強事業につきましては、当初、高齢者1件、それから一般2件を予定しておりましたが、高齢者対象の事業2件となりました。予定された予算に対しまして、わが家の耐震診断に関しましては実施件数が少ない状況となっておりますので、今後はPR等もう少し図っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略いたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対の意見の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度下田市一般会計補正予算（第9号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎報第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（楠山賢佐君） それでは、報第3号 専決処分の承認を求めることについてをご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の2ページをお開き願います。

これにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事件を別紙のとおり

専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

次の3ページ、専第3号は、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとするものでございます。

今回の条例改正の主なものは、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成25年3月30日に公布されたことに伴い、下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を同年3月31日付で専決処分したことの報告をさせていただくものでございます。

また、今回の改正につきましては、国から示されました改正文どおりの改正となっております。

提案理由でございますが、平成25年度の税制改正におきましては、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、社会保障・税の一体改革を着実に実施するため、地方税制の改正を行うこととしたものでございます。

安定的な資産形成を支援する金融・証券税制を支援する一方で、税を取り巻く環境といたしまして、地方消費税を含む消費税の税率の引き上げが定まったことに対する対応が求められており、また減税に対する要望が強く出ている点、東日本大震災の復興支援の継続的な対応の必要性が求められている状況であります。

この税制改正の早期の対応と周知を図るため、専決処分を行い、本議会においてご承認を求めるものでございます。

それでは、専第3号 下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について、条例改正関係等説明資料を中心にご説明申し上げます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページをご覧ください。

下田市賦課徴収条例の一部を改正する条例について、関連する地方税法の具体的な改正事項と市条例関係の関連の概要でございます。

1つ目の納税環境の整備といたしまして、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせて地方税に係る延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものでございます。

延滞金につきましては、現行本則で14.6%、現行の特例で4.3%（前年11月末日における公定歩合プラス年4%）、還付加算金につきましては現行の特例で4.3%（公定歩合プラス年4%）と規定されておりますが、これを特例基準割合といたしまして、貸出約定平均金利プラス1%をもとに、延滞金につきましては7.3%をプラスし、納期限1カ月以内等の場合で1.0%をプラス、徴収の猶予等で貸出約定平均金利プラス1%といたしまして、利率の見

直しを図るものでございます。

この特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均が1%であるため、この年平均に1%を加算した割合、2.0%の利率が予想されるものであります。このため、今回の特例の見直しにより、延滞金につきましては14.6%が貸出約定平均金利1%プラス1%プラス7.3%で9.3%に、納期限1カ月以内等については4.3%が貸出約定平均金利1%プラス1%プラス1%で3%に、徴収の猶予等、還付加算金については4.3%が貸出約定平均金利1%プラス1%で2%が予想される利率となっております。

それでは、条例改正関係等説明資料の2ページをご覧ください。

2つ目の住宅・土地税制といたしまして、個人住民税における住宅ローン控除の延長・拡充でございます。消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置といたしまして、消費税の住宅ローン控除の適用者（平成26年から平成29年までの入居者）について、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

現行の居住年（平成25年12月まで）の控除限度額は所得税の課税総所得金額等の5%、最高9万7,500円となっているものが延長されるものであります。これにより、住宅借入金等特別税額控除は、適用期限を4年延長して平成29年までの入居者を対象とするとともに、このうち平成26年4月から平成29年12月までの間に入居した場合の控除限度額を拡充するものでございます。居住年が平成26年4月から平成29年12月までの控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の7%、最高13万6,500円となるものでございます。

なお、平成26年4月から平成29年12月までの金額は、消費税率が8%または10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除限度額は、現行の所得税の課税総所得金額等掛ける5%、最高9万7,500円となるものでございます。

この措置による平成27年度以降の個人住民税の減収額につきましては、全額国費（地方特例交付金）で補てんすることになっております。

3つ目といたしまして、復興支援のための税制上の対応といたしまして、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直しでございます。平成25年から復興特別所得税2.1%が課税されることに伴い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には所得税額を課税標準とする復興特別所得税額も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額の見直しを行うものでございます。

具体的には、平成26年度から平成50年度までの各年度の個人住民税について、特例控除額

の算定に用いる所得税の限界税率に復興特別所得税率2.1%を乗じて得た率を加算するものであります。

この税負担軽減の仕組みの創設により、所得税分と個人住民税分（税額控除の特例分）の調節と均衡を図るものでございます。

それでは、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の3、4ページをお開きください。

左側が改正前、右側が改正後で、アンダーラインの部分が今回改正するところとなっております。

第34条の7（寄附金税額控除）2項につきましては、法第314条の7第2項に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を追加し、寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例の規定を加える改正であります。先ほどご説明しましたとおり、平成25年から復興特別所得税が課税されることに伴い、ふるさと寄附金を行い、所得税において寄附金控除の適用を受けた場合には、所得税額を課税標準とする復興特別所得税も軽減されることを踏まえ、ふるさと寄附金に係る特例控除額をあわせて見直しを行うものであります。

第54条（固定資産税の納税義務者等）第5項につきましては、土地改良事業の独立行政法人森林総合研究所、旧独立行政法人緑資源機構、旧農用地整備公団が行う一定の事業の施行に伴う納税義務者等の特例措置である固定資産税の非課税の特例措置等を廃止するものであります。

第131条（特別土地保有税の納税義務者等）第4項につきましても、第54条と同様に納税義務者の特例措置である非課税の特例措置等を廃止するものであります。

次のページの5、6ページをお開きください。

次に、附則第3条の2（延滞金の割合等の特例）、附則第4条（納期限の延長に係る延滞金の特例）でございますが、先ほどご説明しましたとおり、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税に合わせて地方税の延滞金等の利率を引き下げるものであります。

改正前の現行特例は公定歩合に4%を加算したものでしたが、改正後は貸出約定平均金利に1%を加算することが特例基準割合の考え方となります。

延滞金年14.6%の利率は特例として創設された経過がありますが、今回、特例基準割合を改めたことにより、利率が変わるものでございます。条文につきましては、第52条の「法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金」を削除し、延滞金「年14.6パーセントの割合及び」を追加することにより特例の創設を行い、これらの規定にかかわらず、特例基準割合

として「当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。」を追加したものであります。

この特例基準割合は、国内銀行の貸出約定平均金利の年平均が1%であるため、その年平均に1%を加算した割合2.0%の利率が予想されるものです。

第3条の2第1項の後段の改正条文内容につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、年14.6%の割合の延滞金が特例基準割合プラス7.3%で9.3%に、年7.3%の割合の延滞金が納期限1カ月以内等4.3%の場合、特例基準割合プラス1.0%で3%に定められ、それぞれ予想される利率となるものであります。

第3条の2第2項につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金にも特例基準割合を適用するものでございます。

附則第4条（納期限の延長に係る延滞金の特例）でございますが、事業廃止等により徴収の猶予等の適用を受けた場合には、附則第3条の2（延滞金の割合等の特例）でご説明したとおり、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税に合わせて地方税の延滞金の利率を引き下げるものであります。改正後の条文は、この地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次のページ、7、8ページをお開きください。

附則第4条の2（公益法人等に係る市民税の課税の特例）でございますが、財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の承認が取り消された場合における所得割の課税について、対象となる公益法人等とみなされる法人に、一定の要件を満たした法人を加えるもので、規定する公益法人等を「第9項」を「第10項」に改めるものでございます。

附則第7条の3の2（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）でございますが、先ほどご説明したとおり、住宅ローン減税の拡充を初めとする税制上の措置が講じられたことにより、適用期限を居住年が平成29年であるものまで4年間延長したことにより、「平成35年度」を「平成39年度」に、「平成25年」を「平成29年」に改めるものであります。

また、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」に改め、地方税法が改正されたことによる条文整備を行うものでございます。

消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものでございます。

附則第7条の4（寄附金税額控除における特例控除額の特例）でございますが、次の9、10ページになりますが、「法附則第5号の5第2項」の次に「（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」を加え、法人等の寄附金税額控除について、地方税法が改正されたことによる条文整備を行うものでございます。

次に、附則第10条の2でございますが、地方税法の一部を改正する法律により、地域決定型地方税制特例措置（通称わがまち特例）を導入する旨の改正が行われ、公害防止用の下水道除害施設に係る課税標準の特例措置として、下水道に悪影響を与える下水から有害物質等（強酸・強アルカリ排水、高温排水など）を除去する除害施設の設置に対する負担を軽減するものでございます。これらの施設の整備を促進し、公共用水域の水質を改善する目的で、課税標準の軽減率について特例率を従前どおり4分の3とするものでございます。

該当施設といたしましては、特定事業場として非課税施設であります。静岡県下田総合庁舎の保健所施設が、除害施設として透析施設を持つ病院等が該当するものであります。このため、見出しに「（法附則第15条第2項第6号等の条例で定める割合）」を加え、改正前第10条の2を改正後第10条の3とするものであります。

附則第17条の2（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）第3項でございますが、「又は第37条の9の2から第37条の9の5まで」を「第37条の9の4又は第37条の9の5」に改めることによる条文の整備でございます。

附則第22条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）でございますが、復興支援のための税制上の措置として、居住用家屋が東日本大震災により居住の用に供することができなくなった者の相続人（その家屋の所有者が死亡した後においては、その家屋に同居していた相続人を対象とするもの。）で、当該家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合には、当該相続人は当該家屋を被相続人がその取得した日から所有していたものとみなし、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を受けることができることとするものであります。

見出しの「延長」を「延長等」に改め、改正後の第1項の3行目「次項において同じ」、5行目「以下この項及び次項において同じ」、8行目「次項において同じ」の文言を加え、改正前9ページの条文を改正後の12ページの表として表記するとともに、条文の規定を整備して改めるものであります。

次の11、12ページをお開きください。

また、第2項におきまして、被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例（相続人、当該家屋に居住していた者に限る）を加え、改正前の第2項を第3項に改めるものであります。

附則第26条（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度の都市計画税の特例）第4項でございますが、次の15、16ページをお開きください。

改正前「第22条」を「第1項」に改め、地方税法が改正されたことによる条文整備を行うものでございます。

次に、附則第31条の改正につきましては、項番号のずれによる改正となっており、それぞれ条文の整備でございます。

議案件名簿の7ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、第1条（施行期日）につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

ただし、第34条の7第2項の改正規定並びに附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2及び第22条の2の改正規定並びに次条並びに附則第3条第1項及び第2項の規定につきましては、平成26年1月1日から施行するものでございます。

附則第7条の3の2及び第23条の改正規定並びに附則第3条第3項の規定につきましては、平成27年1月1日から施行するものでございます。

次に、第2条（延滞金に関する経過措置）でございますが、附則第3条の2の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、従前の例によるものでございます。

第3条（市民税に関する経過措置）でございますが、新条例附則第4条の2の規定は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について、適用するものであります。

第2項、新条例附則第22条の2第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成25年1月1日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に適用するものであります。

第3項、新条例附則第23条の規定は、平成27年度以後の年度分の個人市民税について適用し、平成26年度までの個人の市民税については、なお従前の例によるものであります。

次に、第4条（固定資産税に関する経過措置）でございますが、第1項については、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第2項、平成25年4月1日前に新法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に

係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定については、「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とするものであります。

第5条（都市計画税に関する経過措置）でございますが、第1項については、平成25年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成24年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第3号 専決処分の承認を求めることについての説明を終わりとさせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） ここで10分間休憩をいたします。

午前11時 0分休憩

---

午前11時10分再開

○議長（大黒孝行君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会付託することを省略をいたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第3号 専決処分の承認を求めることについて（下田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

◎報第4号の上程・説明・質疑

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） それでは、報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案件名簿の8ページから10ページをお開きください。

まず、8ページのががみでございしますが、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので、ご報告申し上げるものでございます。

繰越明許費繰越計算書は、地方自治法施行令第146条第2項において、翌年度の5月31日までに調製し、次の会議において議会に報告しなければならないと規定されておりますが、本市におきましては、予算の編成及び執行に関する規則第9条に内訳書とともに4月末日までに調製するというようになっており、今議会に報告をさせていただくものでございます。

それでは、9ページ、10ページをご覧ください。

繰り越しをいたしましたのは、国の経済対策に対応する補正予算として、国庫補助事業の前倒し措置による5件でございまして、年度内に完了する見込みのないものとして、平成25年3月議会におきまして議決をいただいたものでございます。ご承認いただきました繰越事業及びその金額は6億4,240万円で、実際の繰越額も同額となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての説明を終わらせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてに対する質疑

を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

これをもって、報第4号 平成24年度下田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑を終わります。

---

### ◎報第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下田市一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木俊一君） 議案件名簿の11ページをお開きください。

報第5号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第4号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第1号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

なお、専決の日は平成25年4月6日でございます。

恐れ入りますが、別紙ピンク色の補正予算書及び補正予算の概要をご用意ください。

補正予算の内容でございますが、平成25年4月6日の大雨による被災復旧経費を補正したものでございます。本来であれば、全員協議会におきまして被災状況等のご報告をさせていただくものですが、今回は補正予算の概要4ページから7ページに関連の資料をつづり込みをさせて、かえさせていただきます。あらかじめご了承のほどお願いいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。

平成25年度下田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,894万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億7,394万5,000円としたものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要によりご説明申し上げます。

恐れ入りますが、補正予算の概要の2ページ、3ページをお開き願います。

まず歳入でございますが、企画財政課関係、18款2項1目1節財政調整基金繰入金400万円の追加で、今回の補正財源として繰り入れるものでございます。

21款1項6目1節現年発生補助災害復旧事業債1,160万円の追加で、今回被災しました市道鶴島大浦線の復旧事業が国庫補助事業に採択されることに伴い、補助残の財源として借り入れるものでございます。

建設課関係、14款1項2目1節土木施設災害復旧費負担金2,334万5,000円の追加は、今回被災しました市道鶴島大浦線の復旧事業が国庫補助事業に採択されることに伴うものでございます。

一方、歳出でございますが、企画財政課関係は、13款1項1目予備費2万2,000円の減額は歳入歳出調整額でございます。

総務課関係、10款4項1目7587単独総務施設災害復旧事業（4月6日災）28万4,000円は、本庁舎西館西側の軒天井修繕に要する経費でございます。

市民課関係、3款5項3目1841災害対策事業6,000円の追加は、平成25年4月6日の大雨による災害対応に係る時間外勤務手当でございます。

産業振興課、10款1項5目7217単独林用施設災害復旧事業（4月6日災）49万1,000円は、林道2路線各1カ所の復旧経費、10款4項1目7613単独保健休養林施設災害復旧事業（4月6日災）8万1,000円は、爪木崎自然公園にございますあずまやの屋根の修繕料でございます。

建設課関係、10款2項2目7358公共道路橋梁施設災害復旧事業（4月6日災）3,641万1,000円は、市道鶴島大浦線の復旧経費、10款2項4目7471単独道路橋梁施設災害復旧事業（4月6日災）169万4,000円は、9路線各1カ所の復旧経費でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第5号 専決処分の承認を求めることについてに係る専第4号 平成25年度下田市一般会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略をいたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対の意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、報第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成25年度下田市一般会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議第35号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（糸賀秀穂君） それでは、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についてにつきましてご説明申し上げます。

本案は、下田市固定資産評価員の選任に関する件でございまして、地方税法第404条第2項の規定により、下記の者を下田市固定資産評価員に選任することにつきまして議会の同意を求めるものでございます。

この地方税法第404条第2項の規定でございしますが、固定資産評価員は固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が当該市町村の議会の同意を得て選任するという規定になっております。

選任する者でございますが、下田市吉佐美275番地、楠山賢佐でございます。生年月日は昭和31年12月8日生まれで、現在56歳でございます。

次に、提案理由でございますが、固定資産評価員は、従来より固定資産評価の担当部署であります税務課の課長が兼務して行っていました。本年4月1日の人事異動により税務課長に変更がありましたので、それに伴い、固定資産評価員の選任がえを行うというものでございます。

以上、簡単でございますが、議第35号 下田市固定資産評価員の選任についての説明とさせていただきます。ご同意をいただきますよう、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大黒孝行君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。どうですか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 質疑はないものと認めます。

お諮りをいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対の意見の発言を許します。ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） 討論はないものと認めます。

採決をいたします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） ご異議はないものと認めます。

よって、議第35号 下田市固定資産評価員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

#### ◎議第36号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（大黒孝行君） 次は、日程により、議第36号 平成25年度下田市一般会計補正予算

(第2号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木俊一君) 議第36号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

あさぎ色の補正予算書と補正予算の概要のご用意をお願いいたします。あさぎ色2種類あって大変申しわけございませんが、25年度分をご用意ください。

今回の補正の内容は、下田市の地域資源を活用した経済活性化を図る事業関連の補正予算でございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

平成25年度下田市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ100万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ93億7,494万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから3ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要によりご説明申し上げます。

補正予算の概要2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございますが、産業振興課関係、20款4項4目16節雑入は100万円の追加で、今回の補正財源として、一般財団法人地域活性化センターからの地域イベント助成金を受け入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、産業振興課関係、6款1項2目4050商工業振興事業100万円の追加は、歳入の助成金を下田がんバルゆかたBar実行委員会へ補助するものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第36号 平成25年度下田市一般会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(大黒孝行君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） この事業の具体的な内容を少し説明をお願いします。

○議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） 今、伊藤議員の質問がありました下田がんバルゆかたBarの事業について概要を説明させていただきます。

この事業は、最近、東海道沿線でもいろいろ行われていて非常に好評ということと聞いております。内容につきましては、地域のコミュニティーの方々、有志というふうに考えていただいて結構ですが、そういった方々が自主的、主体的に行うイベントに対して助成される事業ということで、内容的には一般的に「街バル」ということで、この「バル」というのが通常は居酒屋というような意味合いで呼ばれているようではございますけれども、実際には市民や観光客の皆様が参加者となっていただいて、通常といいますか、今回考えていますのも、5枚つづりのチケットを購入していただいて、料理飲食、それから居酒屋など、そして今回は飲食以外の一般の店舗、施設、観光施設も含まれます、についても参加していただくということで今考えております。

そのチケットについてはワンドリンク・ワンフード、また施設については割引の料金を1枚で使えるといったようなことになるように考えております。また、追加で例えばもっと飲みたい、食べたいという場合には別料金ということになると思います。そして、5枚つづりということですので、1店舗1枚が原則で、基本的にはお好きな5店舗をめぐっていただくというようなことになるのかなというふうに考えております。

それから、これだけですと通常のバルと一緒にですので、浴衣、実際1回目は7月の七夕の時期、土日の7月の6、7に実施する予定になっておりますので、浴衣のお客様には、そういったプラスアルファのサービスをつけたり、また新メニューづくりなども考えているということでございます。

この事業につきましては、実施時期が今7月と申しましたが、それともう1回、秋に、これはまだ未定でございますが、7月と9月か10月ぐらいにもう1回実施したいというふうに考えております。大まかなものは、そういったものでございます。

以上です。

○議長（大黒孝行君） よろしいですか。よろしいですか、3番さん。

3番。

○3番（伊藤英雄君） これは、要は実行委員会の補助金なんで、事業費のほうに出すお金と

いうことで、そのチケットのほうに対する補助ではないという形でいいですか。

○議長（大黒孝行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（山田吉利君） そのとおりです。事業費に対してということで、チケットについてはお客様に買っていただくようになりますので、それについてはその店舗がそのまま収入になるというような形でございます。

○議長（大黒孝行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大黒孝行君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第36号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

---

○議長（大黒孝行君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会をいたします。

なお、本日委員会審査をお願いし、明日16日は本会議を午前10時より開催をいたしますので、ご参集のほどよろしくお願いを申し上げます。

ご苦労さまでございました。

午前11時29分散会